施設型給付費・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定変更申請書

記入例

竜王町長　様

変更申請書の提出日を記入

届出日　　令和　　年　　月　　日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の変更を申請します。また、竜王町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額、認定情報について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

① 届出者（保護者）について

保護者	現住所	〒520-2552 竜王町大字小口３番地					連絡先	自宅・携帯（父／母） ０７４８－５８－３７１０				
	ふりがな	りゅうおう　　たろう					子どもとの続柄	父				
	氏名	竜王　太郎					生年月日	昭和 54 年１月１日				
	個人番号	5	6	7	8	※	※	※	※	※	※	※	※

② 認定こどもの状況について

認定子ども	ふりがな	りゅうおう　さぶろう					生年月日	令和３年　４月　１０日				
	氏名	竜王　三郎					利用施設名	ひまわり保育園				
	個人番号	1	2	3	4	※	※	※	※	※	※	※	※

③申請内容の変更について

該当する項目をチェックのうえ、必要事項を記入してください。

変更項目			変更前	変更後	変更年月日
□	保護者	父			
		母			
□	住所		〒520-2592 竜王町大字小口３番地	〒520-2552 竜王町大字小口●番地	変更理由 転居のため

④ 認定内容の変更について

該当する項目にマル（○）をしてください。

教育・保育の希望変更 （1）および（2）に該当する方は裏面⑥に具体的な状況を記入してください	○	（１）申請の内容を変更しますが、継続して保育を希望します。 （２号認定→２号認定）
		（２）申請の内容を変更し、保護者の就労等の事由により、保育所等において保育の利用を希望します。（１号認定→２号認定）
		（３）申請の内容を変更し、幼稚園等において教育の利用を希望します。 （２号認定→１号認定）
希望する利用時間 ※上記希望の（３）希望者を除く	（　　）保育標準時間（１１時間／日）	利用する希望時間については、申請内容に基づき決定しますので、左記の希望時間と異なる場合があります。
	（　○　）保育短時間（８時間／日）	

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）を言います。

教育・保育給付認定変更申請書は、就労等の変更により、認定区分や希望する利用時間、認定期間等に変更が生じた場合、速やかに提出してください。

例）　・就労先が変わった場合　・就業時間が変更になった場合　・育児休業を取得する場合等

保護者について該当する項目に記入およびマル（〇）で囲んでください。

項目		父親の状況	母親の状況
		父のいない理由	母のいない理由
		離婚・死別・未婚 離婚調停手続（ 無 ・ 有 ） （有の場合：証明書 無 ・ 有） その他（ ）	離婚・死別・未婚 離婚調停手続（ 無 ・ 有 ） （有の場合：証明書 無 ・ 有） その他（ ）
就労	勤務形態	[会社等に勤務]・自営業・自営手伝い・内職	[会社等に勤務]・自営業・自営手伝い・内職
	事業所名	●●●●株式会社	✖✖✖✖株式会社
	事業所連絡先	TEL：▲▲▲▲―▲▲―▲▲▲▲	TEL：▲▲▲▲―▲▲―▲▲▲▲
	通勤方法	車 ・自転車 ・ [電車] ・ バス 徒歩 ・ 送迎 ・ その他（ ）	[車] ・自転車 ・ 電車 ・ バス 徒歩 ・ 送迎 ・ その他（ ）
	通勤時間	（片道）平均 1 時間 分	（片道）平均 時間 ２０ 分
妊娠・出産			出産予定日： 年 月 日
疾病・障がい	病名		
	手帳の種類等	手帳・ 級	手帳・ 級
介護・看護	介護等を要する人	（氏名）	（氏名）
		（申請児童との続柄）	（申請児童との続柄）
	病状等		
求職活動	現在の状況	□求職活動中	□求職活動中
		□内定済み（就労先： ）	□内定済み（就労先： ）
	就労予定日	年 月 日	年 月 日
就学	就学先		
	就学時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
	通学時間	（片道）平均 時間 分	（片道）平均 時間 分
育児休業		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
上記以外の場合			

※町記載欄

受付日		担当者		備考	

※提出いただきました、個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正管理のうえ、教育・保育給付認定業務及び入園（所）に伴う関係業務以外には使用いたしません。